

鳥取県公報

平成14年2月5日(火) 第7355号

每週火:金曜日発行

目	次
	77 4

字の区域の変更等 (53) (市町村振興課)1 告 土地改良区の役員の退任 (54) (耕地課)2 県営土地改良事業計画の変更 (55) (*)2 土地改良事業の協議の適否の決定 (56) (")2 選管告示 選挙管理委員会の招集 (12)4 落札者の決定(福祉保健課)......4 調達公告

示

鳥取県告示第53号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更 し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の4において準用する同法第54 条第4項の規定による単県ほ場整備事業下蚊屋地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成14年2月5日

鳥取県知事 片 山

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成13年 6 月20日現在の地番による。)
大字下蚊屋字下坂尻	大字下蚊屋字下坂尻のうち38の2の一部、38の3の一部、38の5以外の区域
	大字下蚊屋字大槇谷ノー472の一部、473の一部及びこれらと一体をなす国有地
	大字下蚊屋字ヒワ首475の一部及びこれと一体をなす国有地
	大字下蚊屋字三平481の1の一部、481の6の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字下蚊屋字ヒワ首	大字下蚊屋字下坂尻38の2の一部、38の3の一部、38の5
	大字下蚊屋字ヒワ首474、475の一部及びこれらと一体をなす国有地
	大字下蚊屋字三平481の1の一部、481の6の一部、481の8、481の10及びこれらと
	一体をなす国有地
大字下蚊屋字三平	大字下蚊屋字大槇谷ノー472の一部、473の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字下蚊屋字三平のうち481の1の一部、481の6の一部、481の8、481の10及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

大字下蚊屋字大槇谷ノー

鳥取県告示第54号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年2月5日

鳥取県知事 片 山 善博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 石賀 一男 東伯郡関金町大字今西110

平成13年12月20日退任

鳥取県告示第55号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業 (県営ほ場整備事業庄内地区区画整理) に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年2月5日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
 - 平成14年2月6日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
 - 名和町役場
- 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第56号

溝口町が行う土地改良事業(基盤整備促進事業岩立地区農業用用排水)の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年2月5日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
 - 平成14年2月6日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
 - 溝口町役場
- 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 に知事に申し出ること。

鳥取県告示第57号

日南町が行う土地改良事業(基盤整備促進事業神福地区農業用用排水及び暗渠排水)に係る土地改良事業計画 の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第 5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦 覧に供する。

平成14年2月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成14年2月6日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
 - 日南町役場
- 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 に知事に申し出ること。

鳥取県告示第58号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、江府町 が行う土地改良事業に係る下蚊屋地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用す る同法第54条第4項の規定により告示する。

平成14年2月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第59号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項 の規定により告示する。

平成14年2月5日

鳥取県知事 片 山 善

土 地 改 良 事 業 の 名	名 称	工事完了年月日
県営ほ場整備事業社地区区画整理	平成 6 年 3 月29日	

鳥取県告示第60号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、広島防衛施設局 長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の 規定により告示する。

平成14年2月5日

鳥取県知事 片 山 善博

1 作業種類 公共測量 (財産管理のため)

2 作業期間 平成14年1月21日から同年3月22日まで

3 作業地域 米子市大篠津町地内

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

平成14年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成14年2月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成14年2月5日(火) 午後2時15分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
- (1) 鳥取県議会議員補欠選挙について
- (2) その他

調達公告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年2月5日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 調達件名及び数量 鳥取県生活保護関係広域電算化システム 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 決 定 日 平成14年1月8日

4 落札者の名称及び所在地 北日本コンピューターサービス株式会社

秋田県秋田市南通築地15 - 32

5 落 札 価 格 43,260,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 入 札 公 告 日 平成13年11月20日 7 落 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の 鳥取県福祉保健部福祉保健課

名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

6	平成14年2月5日	火曜日	鳥	取	県	公	報	第7355号